

■ 農地所有適格法人の報告（提出書類）

1. 農地所有適格法人報告書・・・【様式第3-1号】
2. 組合員名簿又は株主名簿（全員）・・・毎事業年度の最終日における情報
（氏名、住所、提供面積、議決権の数、従事日数等を記入）
3. 定款の写し
・・・変更がある場合は、提出（最終ページに原本証明）
・・・変更がない場合は、【別紙】に記名押印して提出可
※ただし、5年に1度（次回は令和7年度）は提出してください。
4. 登記事項証明書（全部事項証明書）・・・変更がある場合は提出（原本）
※法人住所の変更、役員改選後は、必ず提出してください。
5. その他、参考となるべき書類・・・必要に応じて（総会資料、決算書等）

※次に該当する場合は、かかる書類を併せて提出してください。

- ・農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合
構成員が承認会社であることを証する書面
構成員の株主名簿の写し
- ・物資の供給、役務の提供を受ける事業の円滑化に寄与するものが構成員である場合
（例）食品加工業・スーパー等
農地所有適格法人との契約書の写し
構成員が上記事業者であることを証する書面

農地所有適格法人について

法人が農地を所有または借用するためには、その法人が「**農地所有適格法人**」としての要件を全て満たしている必要があります。

農地所有適格法人としての要件については、以下の4点です。

農地所有適格法人の要件

1. 法人形態

農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限る）、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）であること。

2. 事業要件

売上高の過半が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であること。

3. 構成員要件

農業関係者の議決権が総議決権の1/2超であり、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/2未満であること。

（農業関係者）

- ・ 農業の常時従事者
- ・ 農地の権利提供者
- ・ 基幹的な農作業を委託している農家
- ・ 農地中間管理機構
- ・ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会

（農業関係者以外）

法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者

〈例〉・他の農地所有適格法人

- ・ スーパー、外食産業

4. 役員要件 ※役員：取締役、業務執行役員、理事

① 役員の過半が農業（販売・加工等含む）に常時従事（原則年間150日以上）していること。

② 役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）していること。